

9月議会で懸案だった、水道料金の統一が成され、更に大幅な上水道料金の値上げが可決されました。

その経緯をご報告いたします。

当局の新水道料金案では市民負担が大きすぎる、今日の不況下で市民生活が困窮している中、極力安い料金設定にすべきである、との意見をもった議員から修正案が提出されましたが12対7で当局案に可決決定しました。



## 料金体系の提示に際して、市民の皆様の目線で下記の修正案を議会提出しました。

- 1 合併後成されていなかった市内全戸の水道料金の統一を図り、公平公正平等な公共料金の実現をめざします。
- 2 当局案によると平成26年以降、毎年1億1千万円という利益を生みますが、上水道料金は公共料金ですので、修正案では、必要以上の利益は市民の皆様からいただきません。
- 3 当局が今後5年間で必要としている工事費14億8千万円は、大幅な値上げをしなくてもまかなえます。

以上 1 ~ 3 に基づき、豊富でより低廉な水の供給を図ります。

### 私たちが修正動議にて提出した 修正水道料金案

- 基本料金は1ヶ月10m<sup>3</sup>までの給水量料金を含み、10m<sup>3</sup>を越す分について1m<sup>3</sup>につき92円を加算する。
- 一般住宅用の水道料金は口径13mm・20mmにかかわらず同額とする。
- 料金変更の実施は来年度より実施する。(当局案の段階的暫定料金よりも安価となる)

# 平均的な家庭の料金例

## 現行料金・当局新料金・修正料金案の比較

平均使用料、2ヶ月分の請求・60m<sup>3</sup>(毎月30m<sup>3</sup>)で算出比較、金額は年間の使用料金

### 現行料金

合併以来、水道料金にこのような差があります。

地区	水道口径	1年間の使用料金	
		口径13mm	口径20mm
修善寺地区		33,264円	34,398円
中伊豆地区		34,020円	37,800円
天城湯ヶ島地区		45,360円	45,360円
土肥地区		20,790円	20,730円

### 当局の新料金 段階的値上げ

年度	水道口径	1年間の使用料金	
		口径13mm	口径20mm
22・23年度		36,720円 月基本料/210円	39,240円 月基本料/315円
24・25年度		37,980円 月基本料/420円	41,760円 月基本料/630円
26年度以降		41,916円 月基本料/643円	45,780円 月基本料/965円
		水量加算料金(1m <sup>3</sup> あたり) <b>95円</b>	

- 2年ごとに段階的値上げをし、26年以降に上記料金へ移行。
- 基本料金に水量料金が含まれていません。
- 1m<sup>3</sup>使うごとに95円ずつ加算されます。

### 修正料金案

1年間の使用料金	
口径13mm・20mm共通	月基本料
35,580円	205円
水量加算料金(1m <sup>3</sup> あたり) <b>92円</b>	

- 最初から同一料金です。
- 基本料金に10m<sup>3</sup>の水量料金を含みます。  
実質基本料は205円となります。  
1,125円-92円×10ℓ=205円
- 1m<sup>3</sup>使うごとに92円ずつ加算されます。

修正案は否決され、当局の原案通り可決決定されました。

2009年9月25日  
伊豆市議会9月定例会にて